



Royal Thai Embassy, Tokyo



必要書類について

Diplomatic & Official Visas And Courtesy Visas

No.3「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップロードしてください。

- 在外公館や領事館の任務に就く外交官、タイにある国際機関の任務に就く者、またその家族：**外交官身分証明書**
- 日本国籍の場合：現住所記載の**マイナンバーカード**もしくは**運転免許書**

Tourist Visas and Transit Visas

(1)No.3「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載の**マイナンバーカード**もしくは**運転免許書**
- 日本国籍以外の場合：現住所記載の**マイナンバーカード**もしくは**在留カード**
- 日本に在留資格のない外国籍の場合：日本入国時の押印のあるパスポートのページ（押印のあるページをアップロードする時は、パスポートナンバーが確認できるようにしてください）

(2)No.4「旅行予約確認書」は、**eチケット**もしくは**航空会社発行の支払い済み航空券**をアップロードしてください。マルチプルをご希望の方は、No.4「旅行予約確認書」は6か月以内の間に2回以上の渡航が確認できる航空券をアップロードしてください。

(3)国籍国発行のパスポートを所持しておらず、日本出入国在留管理庁発行の「再入国許可書」でe-Visaを申請する申請者は、1番下の「再入国許可書で申請する方へ」を確認してください。



Royal Thai Embassy, Tokyo



Work and Business Visas (Employment)

(1)No.3「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード
- 日本に在留資格のない外国籍の場合：日本入国時の押印のあるパスポートのページ（押印のあるページをアップロードする時は、パスポートナンバーが確認できるようにしてください）

(2)No.4「財務証明」は、以下の通りアップロードしてください。

- 申請者名義の英文残高証明書もしくは現在の雇用主である日本の会社の推薦状（Recommendation Letter）

※推薦状は、以下の内容を含んでいること

会社のレターヘッド入りの用紙に、英文で申請者名、現在の役職、給料、入国日、滞在期間が記載されており、サイン権者の署名と会社の社判・社印・角印等が押印されていること

(3)No.5「WP32」は、以下の通りアップロードしてください。

- 日本国籍の場合：WP32もしくはタイの会社からの招待状（Invitation Letter）とタイ商務省発行のタイ語のタイ会社登記簿謄本（発行から6か月以内のもの）

※招待状は、以下の内容を含んでいること

会社のレターヘッド入りの用紙に、英語で申請者名、雇用時の役職、給料、入国日、滞在期間が記載されており、サイン権者の署名と会社の社判・社印・角印等が押印されていること

※興行目的のアーティスト（モデルを含む）の方は、下記の「アーティスト（Non-immigrant B）ビザを申請する方へ」を確認してください。



Work and Business Visas (Business)

(1)No.3「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード
- 日本に在留資格のない外国籍の場合：日本入国時の押印のあるパスポートのページ（押印のあるページをアップロードする時は、パスポートナンバーが確認できるようにしてください）

(2)No.4「財務証明：30,000バーツ以上（シングル）、120,000バーツ以上（マルチプル）（銀行口座残高証明書、スポンサーレターなど）」は、以下の通りアップロードしてください。

- **現在の雇用主である日本の会社の推薦状（Recommendation Letter）**

※推薦状は、以下の内容を含んでいること

会社のレターヘッド入りの用紙に、英文で申請者名、現在の役職、給料、入国日（マルチプルをご希望の方は1年間の全ての入国日・出国日のスケジュールが必要）、滞在期間が記載されており、サイン権者の署名と会社の社判・社印・角印等が押印されていること

(3)No.5「タイの会社からの招待状」は、以下の通りアップロードしてください。

- **タイの会社からの招待状（Invitation Letter）とタイ商務省発行のタイ語のタイ会社登記簿謄本（発行から6か月以内のもの）**

※招待状は、以下の内容を含んでいること

会社のレターヘッド入りの用紙に、英語で申請者名、役職、入国日（マルチプルをご希望の方は1年間の全ての入国日・出国日のスケジュールが必要）、滞在期間が記載されており、サイン権者の署名と会社の社判・社印・角印等が押印されていること



Royal Thai Embassy, Tokyo



Long Stay Visas (OA, OX)

No.3 「申請する国の永住権」は以下の通りアップロードしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードと戸籍謄本
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カードと住民票

Studying Visas

(1)No.3 「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード
- 日本に在留資格のない外国籍の場合：日本入国時の押印のあるパスポートのページ（押印のあるページをアップロードする時は、パスポートナンバーが確認できるようにしてください）

(2)No.4 「財務証明：30,000バーツ以上（シングル）、120,000バーツ以上（マルチプル）（銀行口座残高証明書、スポンサーレターなど）」は、以下の書類をアップロードしてください。

- 学費と生活費がカバーできる申請者名義の英文残高証明書（20歳以下の申請者で、申請者名義の銀行口座を所持していない者は、母親もしくは父親の英文残高証明書と発行から3ヵ月以内の戸籍謄本）



Royal Thai Embassy, Tokyo



Media & Film Crew Visas

(1) No.3 「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード
- 日本に在留資格のない外国籍の場合：日本入国時の押印のあるパスポートのページ（押印のあるページをアップロードする時は、パスポートナンバーが確認できるようにしてください）

(2) No.4 「財務証明：30,000バーツ以上（シングル）、120,000バーツ以上（マルチプル）（銀行口座残高証明書、スポンサーレターなど）」は、以下の書類をアップロードしてください。

- 申請者名義の英文残高証明書もしくは現在の雇用主である日本の会社の推薦状 (Recommendation Letter)

※推薦状は、以下の内容を含んでいること

会社のレターヘッド入りの用紙に、英文で申請者名、現在の役職、給料、入国日、滞在期間が記載されており、サイン権者の署名と会社の社判・社印・角印等が押印されていること



Staying with Family Visas

(1)No.3 「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは**運転免許書**
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは**在留カード**
- 日本に在留資格のない外国籍の場合：**日本入国時の押印のあるパスポートのページ**（押印のあるページをアップロードする時は、パスポートナンバーが確認できるようにしてください）

(2)No.4 「財務証明：30,000バーツ以上の金額（銀行口座残高証明書、スポンサーレターなど）」は、以下の通りアップロードしてください。

- 申請者名義の**英文残高証明書**（20歳以下の申請者で、申請者名義の銀行口座を所持していない者は、母親もしくは父親の英文残高証明書と発行から3ヵ月以内の戸籍謄本）もしくは**就労者の雇用主である日本の会社からの推薦状 (Recommendation Letter)**

※推薦状は、以下の内容を含んでいること

会社のレターヘッド入りの用紙に、英文で申請者名、就労者の名前と関係性、入国日、滞在期間が記載されており、サイン権者の署名と会社の社判・社印・角印等が押印されていること

(3)No.5 「タイに居住する家族の個人情報（IDカード、パスポート、ビザページまたは滞在許可証）」は、以下の通りアップデートしてください。

- **就労者の労働許可証とパスポート内の滞在許可証**（就労者と同時にタイに渡航する場合で、労働許可証と滞在許可証がまだない者は、**就労者の e-Visa 確認書**をアップロードすること）

(4)No.6 「タイにいる家族との関係性を証明する書類」は、以下の通りアップロードしてください。

- 申請者が日本国籍もしくは日本国籍の配偶者である外国籍の申請者は、発行から3ヶ月以内の**戸籍謄本**
- 日本国籍以外の場合は、申請者の国籍国発行の**英文の結婚証明書**もしくは**出生証明書**



Royal Thai Embassy, Tokyo



Research and Science Visas

(1) No.3 「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード
- 日本に在留資格のない外国籍の場合：日本入国時の押印のあるパスポートのページ（押印のあるページをアップロードする時は、パスポートナンバーが確認できるようにしてください）

(2) No.4 「財務証明：30,000バーツ以上の金額（銀行口座残高証明書、スポンサーレターなど）」は、以下の通りアップロードしてください。

- 申請者名義の英文残高証明書もしくは申請者の現在の雇用主である日本の会社や研究機関からの推薦状（Recommendation Letter）

※推薦状は、以下の内容を含んでいること

会社や研究機関のレターヘッド入りの用紙に、英文で申請者名、役職、入国日、滞在期間が記載されており、サイン権者の署名と公印が捺印されていること

Smart Visas

No.3 「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード
- 日本に在留資格のない外国籍の場合：日本入国時の押印のあるパスポートのページ（押印のあるページをアップロードする時は、パスポートナンバーが確認できるようにしてください）

Long-Term Residence Visas

No.3 「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード



Royal Thai Embassy, Tokyo



Destination Thailand Visa (DTV)

(1) No.3 「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード

[DTVビザ保持者の配偶者および20歳未満の子ども]

(2) No.4 「財務証明：500,000バーツ以上の金額（銀行口座残高証明書、スポンサーレターなど）」は、以下の通りアップロードしてください。

- 申請者名義の**英文残高証明書**（20歳以下の申請者で、申請者名義の銀行口座を所持していない者は、DTVビザ保持者の英文残高証明書と発行から3ヵ月以内の戸籍謄本、日本国籍以外の子どもの場合は、申請者の国籍国発行の英文出生証明書）

(3) No.6の「DTVビザ保持者との関係性を証明する書類」は、以下の通りアップロードしてください。

- 申請者が日本国籍もしくは日本国籍の配偶者である外国籍の申請者は、発行から3ヶ月以内の**戸籍謄本**
- 日本国籍以外の場合は、申請者の国籍国発行の英文の**結婚証明書**もしくは**出生証明書**

Other Visas

No.3 「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。

- 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
- 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード
- 日本に在留資格のない外国籍の場合：日本入国時の押印のあるパスポートのページ（押印のあるページをアップロードする時は、パスポートナンバーが確認できるようにしてください）



Royal Thai Embassy, Tokyo



NOTICE

※転出届を提出して住民票がなく、マイナンバーカードによる現住所の証明ができない申請者は、以下の書類を現在の滞在先としてアップロードしてください。（タイで生まれた日本国籍の子どもも含む）

1. 日本への入国と出国の航空券

2. 日本での身元保証書（Guarantee Letter）と身元保証人のマイナンバーカードもしくは運転免許書（身元保証書はこちらを使用してください）

<https://site.thaiembassy.jp/upload/iblock/4ef/guarantee.pdf>

両親以外の者からの身元保証書が必要です。日本在住の親族もしくは友人等が保証人になる必要があります。

※日本で生まれた子どもで、まだマイナンバーカードを作成していない申請者は、満1歳までは、以下の書類を現在の滞在先としてアップロードしてください。

1. 住民票

2. 日本での身元保証書（Guarantee Letter）と身元保証人のマイナンバーカードもしくは運転免許書（身元保証書はこちらを使用してください）

<https://site.thaiembassy.jp/upload/iblock/4ef/guarantee.pdf>

両親以外の者からの身元保証書が必要です。日本在住の親族もしくは友人等が保証人になる必要があります。



Royal Thai Embassy, Tokyo



For the person who has the Re-entry permit to Japan 再入国許可書で申請する方へ

1. 申請者情報の個人情報を入力する画面では、以下の点にご注意ください。
 - ① 姓（苗字）がなく、名前だけの場合は、姓を入力する箇所は空欄にしてください。
 - ② 国籍は、日本ではなく、再入国許可書の2ページ目に記載の国籍を入力してください。
2. 旅行書類の種類は「Travel Document」を選択してください。
3. 旅行書類の番号は、再入国許可書の1ページ目に記載の番号（No.）を入力してください。例：D123456
4. 旅行書類の発行場所は、表紙に記載の日本法務省と入力してください。例：Ministry of Justice Japan
5. 旅行書類の発行日は、1ページ目に記載の交付年月日（Date of issue）を入力してください。
6. 旅行書類の有効期限は、再入国許可書の中に貼付されている再入国許可のシールの有効期限を入力してください。
7. パスポートまたは渡航書面のバイオデータページをアップロードする際は、1ページ目（番号と交付年月日の確認できるページ）、2ページ目（顔写真のあるページ）、そして再入国許可のシールが添付されているページを全てアップロードしてください。



Royal Thai Embassy, Tokyo



For those who apply for the Artist visa (Non-immigrant B visa) アーティスト (Non-immigrant B) ビザを申請する方へ

1. アーティストのビザを申請する方は、就労・ビジネスビザ (Non-immigrant Bビザ) の「(Employment)雇用」に当てはまります。
2. No.3「現在の滞在場所を証明する書類」は、以下の通りアップデートしてください。
 - 日本国籍の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは運転免許書
 - 日本国籍以外の場合：現住所記載のマイナンバーカードもしくは在留カード
3. No.4「財務証明」は、以下の通りアップロードしてください。
 - 申請者名義の英文残高証明書もしくは現在の雇用主である日本の会社の推薦状 (Recommendation Letter)

※推薦状は、以下の内容を含んでいること
会社のレターヘッド入りの用紙に、英文で申請者名、現在の役職、給料、入国日、滞在期間が記載されており、サイン権者の署名と会社の社判・社印・角印等が押印されていること
- 4.No.5「WP32」は、以下の通りアップロードしてください。
 - WP32(日本国籍でも必要です。)